

令和7年度公道等EV充電ステーション事業 提案募集 質問回答書

下記のとおり、質問に対し回答します。

No.	質問	回答
1	各候補場所の周辺(片道20分圏内)のEV車両数(想定でも可)	各候補場所の周辺(片道20分圏内)のEV車両数は不明です。なお、交通量については令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査をご参照ください。 URL: https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/
2	実証実験時のしらとり台、センター南、新港中央広場の事例 ①利用者は以前はどこで充電していたか ②1基あたり、おおよそ月間で何両の車両が利用しているのか ③市から利用者へは何か周知を実施したか ④具体的なユーザー利用フロー(充電器は予約式か、支払いはどのようになっているかなど)	①しらとり台のユーザーヒアリングでは、多くの方が付近のディーラーを利用しておられ、その他の方は商業施設等を利用していたとの結果でした。 ②2024年度の利用実績(2口計)は以下の通りです。 ・青葉区しらとり台:平均254回/月 ・都筑区センター南駅広場:平均301回/月 ・中区新港中央広場:平均372回/月 ③市では記者発表、SNS発信、ホームページへの掲載、近隣ディーラーへのポスター告知等を実施しました。 ④これまで予約システムは採用されていません。支払方法は充電事業者のシステムに準じます。
3	EVトラックの利用は想定されているか	候補場所でのEVトラックの利用については、事業提案によります。
4	対象箇所の図面提供はあるか	選定された事業者に平面図のデータ(拡張子.dwgファイル)を提供します。
5	電力の特例引き込み不可など、何かしらの制約条件はあるか	候補場所における電力引込について、東京電力パワーグリッド㈱との供給事前協議の中では特段の制約は受けておりませんが、事業化に向けては事業者選定後の協議によります。

6	独自のロゴなどで、車室にペイントや案内標識を建てることは可能か	選定された事業者の提案に基づき、道路管理者、警察等との協議のうえで、可否について決定します。 道路交通法などの関係法令等に基づき、ご提案をお願いします。
7	安全対策は、実施例として「しらとり台、センター南、新港中央広場」の図面を頂くことは可能か	青葉区しらとり台、都筑区センター南駅広場、 中区新港中央広場の安全対策等については、以下市ホームページ URL 参照、もしくは現地での確認をお願いします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/jisedai_car/ev20210608.html
8	提案書時点の収支計画、設置図案について求められる粒度感や詳細度合いは。例があれば具体示してほしい	別紙 3 の事業評価基準における評価の視点に基づき、提案書の内容を確認します。それ以上の詳細については非公表となります。
9	充電器の口数や出力は閾値（例えば 90kW 以上/2 口以上など）を超えていれば満点となるような絶対評価なのか、各提案の相対評価で決まるものか	別紙 3 の事業評価基準における評価の視点に基づき、提案書の内容を確認します。それ以上の詳細については非公表となります。
10	審査において、財務諸表（決算書）や事業実績の提出が必須でなくとも、審査時に必ず確認・評価の対象することが、事業継続性の観点などを鑑みて重要と考えているが、現行の審査要領では、こうした財務面・実績面の確認はどのように位置付けられているか	急速充電器の設置・運用実績は提案書に記載をお願いします。 財務面・実績面の確認は、事業評価基準の「運営能力の評価」に該当します。
11	今回の公募の対象として、【別紙 1】候補場所一覧に記載のある 3箇所のみが対象という認識でよいか	今回の公募は 3 箇所のみが対象です。

12	募集要項の公募の趣旨の中で、2027 年までの目標達成（急速充電器 400 口設置）に向けた取り組みとの記載があるが、設置目標に対して足らない口数分に関して、追加の公募が出るのか？それとも本公募の中で 3 箇所以外の追加の設置の依頼があるのか	現時点で追加公募について決まっていることはありません。また、本公募の中で追加の設置依頼はありません。
13	【別紙 2】実施条件の 3 (1) イ (イ) および (キ) について、道路管理者、警察、近隣の地権者およびその他関係機関については、公募前にどの程度調整しているか。特に、候補地周辺の近隣住民や地元町会等については、市による事前説明により既にご理解をいただいている状況であり、公募箇所への充電器設置について一定の理解は得られている認識で相違ないか	道路管理者、警察、近隣の地権者（自治会）、その他関係機関については、公道充電事業の概要及び公募に関する説明は実施済みです。
14	候補地の当該道路区間において、道路整備計画や自転車ネットワーク整備計画等による影響により、今後約 8 年以内に撤去または移設が発生する可能性はないという理解でよいか	候補地の当該道路区間において、現時点では今後 8 年以内に道路整備計画等は予定されていません。
15	【別紙 3】事業評価基準 事業評価基準の「充電口数は複数あるか」「充電器の出力が大きいか」について、具体的な加点基準（例：何口以上が加点対象か、出力○kW 以上が高評価か）を示してほしい	別紙 3 の事業評価基準における評価の視点に基づき、提案書の内容を確認します。それ以上の詳細については非公表となります。
16	【別紙 2】実施条件 事業終了後の「設備撤去と道路管理者が指示する状態への復旧」（実施条件 3(1) イ(カ)）について、撤去は設備の地上部のみを指すのか。それとも、地下の基礎や配管の撤去（完全な原状回復）までを求められるのか	道路占用許可を受けたすべての工作物等になります。具体的な撤去範囲や復旧範囲などは道路管理者の指示に従ってください。
17	【別紙 2】実施条件 国補助事業等を活用する場合（実施条件 3(1) イ(ク)）、仮に補助金が不採択となった際の事業継続や費用負担について、市はどのように考えているか	国補助事業等の不採択となった場合の事業継続については協議により決定します。なお、市が費用負担することはありません。

18	【別紙 2】実施条件/【別紙 3】事業評価基準企画提案書の作成にあたり、どこまでの詳細な資料（例：現地調査結果、詳細な設計図面、法的手手続きの検討資料など）を用意すべきか、具体的な範囲を示してほしい	別紙 3 の事業評価基準における評価の視点に基づき、提案書の内容を確認します。それ以上の詳細については非公表となります。
----	---	--